

第20回 徳島県規制改革会議

次 第

日 時 : 令和4年9月14日(水)
午後1時30分から
場 所 : 職員会館2階大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 第19回会議における質問対応

(2) 関係各課との意見交換

4 閉 会

【配付資料】

資料1	論点整理表
資料2	提言項目候補、今後のスケジュール
参考資料1	徳島県庁における委員報酬への源泉徴収手続き
参考資料2	収入証紙の現状と今後の方針
参考資料3	公印省略文書一覧
参考資料4	資格が必要な職場における産休・育休中のルール
参考資料5	徳島県リサイクル認定制度実施要綱
参考資料6	第19回徳島県規制改革会議 議事概要
参考資料7	徳島県規制改革会議設置要綱

○ 第20回徳島県規制改革会議での委員・一般県民の方からの提案について

No.	項目	提案者	提案内容(骨子)	運用の現状	今後の対応方針	担当課
1	県庁における源泉徴収の手続き	委員からの意見	<p>いろいろな委員の報酬は、年末に支払調書または源泉徴収票で出すが、各所管課ごとから全部、別々に書類をもらう。DXが進んでいる中、県庁で一人に対して何枚も出すのではなく、まとめて処理ができないのかなと思う。所管課もすぐ手間がかかっているため、DX化の一つの検討項目として考えていただけたらと思う。</p>	<p>・各所属は委員報酬等の支払を行った際、支払内容に基づき源泉徴収票等の作成を行い、御本人に送付の上、出納機関(会計課、出納室等)に提出する。</p> <p>・出納機関(会計課、出納室等)は、各所属から提出された書類を、まとめて税務署に提出する。</p>	<p>源泉徴収票や支払調書の作成事務を取りまとめることとなった場合、「知事が行う個人番号関係事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する実施手順等」の見直す必要があると思われる。</p>	各所属
2	収入証紙の見直し及び新たな収納方法の検討	委員からの意見	<p>収入証紙による手数料納付は印刷費や売りさばき手数料として費用がかかる上に、申請手続きのオンライン化、DX化を進めていく上でも障壁になっていると思われる。収入証紙を廃止している県等もあるが、収入証紙を継続するのか、それとも廃止して、同じ金額を使って現金納付や電子マネーなど利用者の利便性が上がる納付方法を検討されているのか、現状の運用を聞きたい。</p>	<p>これまで、収入証紙による収納の方法がとられている場合、現金との併用は行っていなかったが、行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済等の徴収方法の多様化に対応している。</p> <p>この令和4年1月に自動車保有関係手続のワンストップサービスがスタートすることに伴い、証紙条例及び証紙条例施行規則において、電子情報処理組織を使用した申請等に係る使用料等の納付の場合の例外規定を設ける改正を行ったところである。</p>	<p>収入証紙による収納のメリットとして、「公金の事故防止」や「未収金の発生抑制」が挙げられるが、収入証紙を廃止し、新たに現金や電子マネー等を取り扱おうとすれば、多くの所属で「収納窓口の設置」が必要となり、その際には、年間10億円を超える収納がなされることから、公金の事故防止体制の整備が求められる。</p> <p>また、収入証紙を廃止した場合、証紙収入に係る経費として、販売手数料や証紙印刷経費の削減が見込まれるが、廃止によるシステム改修等の初期投資、決済手数料の発生及び調定事務の増加等に伴う人件費を含めた諸経費が想定されることから、他県の状況なども踏まえ、廃止を含めさらに調査研究したいと考えている。</p>	会計課
3	公印の押印の省略	委員からの意見	<p>押印の廃止というのは現に進んできて、住民サイドからの書類の押印はすいぶん廃止されている。一方で役所からの文書では、許認可等どうしても廃止できないものは当然あるが、廃止が進んでおらず担当職員の負担軽減が必ずしも進んでいないと聞いたことがある。県庁において、どのような実態なのか教えていただきたい。</p>	<p>徳島県文書規程の一部改正の実施及び監察局長通知の発出により、令和3年4月1日以降に立案する文書において、次のとおり公印省略の対象となる文書を拡大した。</p> <p>・従来は原則として公印省略が認められていなかった知事印押印文書において、文書の性質に応じて公印省略を認めた</p> <p>・従来から公印省略が認められていた知事印以外の押印文書について公印省略の対象となる文書を拡大した</p>	<p>現状の運用において、制度については既に整っており、また職員に対する周知もe-ラーニングを行うなど図ってきたところ。今後としては、引き続き職員への周知を行い、公印の押印の省略を適切に実施し、業務の効率化を図るよう働きかけていく。</p>	法制文書課
4	資格が必要な職場における産休・産休中のルール	県民からの意見	<p>中小企業で少人数での会社の中で、産休・産休を取得した場合、穴埋めに有資格者を採用しても、1年後に退職してもらったり、時間を減らしていかなければいけない。産休・産休中の資格者の穴が空いた期間は猶予期間として営業させてほしい。</p> <p>「産休、産休を男性も積極的に取得していく中、1年前後の穴埋めのために、人を雇っても、その人が帰ってきたら、退職してもらわなければいけない。」と友人の薬局経営者が話していたので提案する。</p>	<p>薬局の場合は、薬機法上、薬局の員数は以下のように定められているため現状欠員による営業は認められていない。</p> <p>当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行った日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行った期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を四十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)以上であること。</p>	<p>医薬品の調剤の安全性を確保するため薬局においては、薬剤師(資格者)が従事することが必須となっている。このため、産休産休等の一時的な人員の不足において緩和することは困難である。</p>	薬務課
5	徳島県リサイクル認定制度について	県民からの意見	<p>生コンの製造を行っているが、日々現場で余ってくるコンクリートの処分に頭を悩ませていた。以前は重機を使って砕き(騒音・振動・粉塵が発生)、産業廃棄物として処分料を支払って中間処理施設に搬出していたが、現在はその解決方法として規格外品のコンクリートブロック「残コンブロック」を製作・安価に販売し、好評を頂いている。そこで先ほど記述した諸問題を一手に解決できる「残コンブロック」で、徳島県リサイクル認定を取得できないかと調べた。その中で、「10規格等(1)日本工業規格等の品質、性能に関する基準等への適合状況」とあり、我々の業界で規格に適合させようとするれば、そもそもリサイクル品では不可能となり、きちんとした製品として製造せねばならない。これでは「リサイクル」の意味がないと考える。その条件を緩和もしくは外してもらい、認定を取得できればと思っている。</p>	<p>○ 日本産業規格(JIS)</p> <p>○ エコマーク商品認定基準</p> <p>○ 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書、徳島県農林土木工事共通仕様書</p> <p>○ その他公的機関が定める規格等で検定会において適当と認めるもののいずれかの規格等に適合又は準じていること等を満たした製品を、「徳島県認定リサイクル製品」としている。</p> <p>認定を受けると、</p> <p>○ 「徳島県認定リサイクル」の表示や認定マークを自社広告等に使用することができる</p> <p>○ 県はパンフレット等を通じて、認定製品の取り組みを広くPRする</p> <p>○ 県は認定製品の優先的な調達に配慮するとともに、市町村等にも協力を呼び掛ける</p> <p>といった利点がある。</p>	<p>現場で発生する規格外品のコンクリートを「残コンブロック」として再活用するなど、循環型社会実現に向けて、非常に有用な取り組みを実施いただいているが、「徳島県認定リサイクル製品」については、「安全性や品質の担保」が必須であり、「JISに適合又は準じる」等の「明確な基準」が必要であり、その基準を満たす製品であることが求められる。</p>	グリーン社会推進課

第 19 回会議を踏まえた提言項目候補

○デジタル実装による利便性の向上

①教育DX化

- ・持ち帰っての利活用を含めタブレット活用優良事例を作っていくべき
- ・教える側の情報リテラシー対策

②県庁DX化

- ・外部との円滑なやりとりのために世界標準ソフトを導入すべき
- ・メールサーバーの容量を増大させることによる外部とのやりとりの規制の撤廃

○住民主体の防災取組への支援強化

- ・新たな自主防災組織を対象とした支援制度をつくることで、「住民主体の新たな防災モデル」の構築

その他の項目は第 20 回会議を経て決定

今年度の知事への提言

日時：10月20日(木)14時～14時30分

場所：県庁第2応接室